

事 務 連 絡  
令和 3 年 5 月 10 日

公益社団法人 日本臨床工学技士会 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課

医薬品等の容器等に記載された符号を読み取ることで注意事項等情報が掲載されている機構のホームページを閲覧するスマートフォン等のアプリケーションについて

標記につきまして、別添写しのとおり、各都道府県、政令指定都市、保健所設置市の衛生主管部（局）薬務主管課宛て事務連絡しましたので、御了知のうえ貴会会員に対し周知方御配慮願います。